

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）
整備等事業

落札者決定基準

平成 31 年 2 月 15 日

平成 31 年 3 月 22 日（修正）

豊橋市

目次

第1 総則.....	1
1 落札者の決定方法.....	1
2 審査の進め方.....	1
3 審査結果の公表.....	2
第2 資格審査.....	3
第3 提案審査.....	5
1 基礎審査.....	5
1) 入札価格の確認.....	5
2) 提案書類の確認.....	5
2 総合審査.....	6
1) 入札価格の評価.....	6
2) 提案内容の評価.....	6
別表1 提案内容の評価項目及び配点.....	7
1 事業計画全般に関する事項.....	7
2 施設整備業務に関する事項.....	8
3 維持管理業務に関する事項.....	9
4 運営業務・開業準備業務に関する事項.....	10

第 1 総則

1 落札者の決定方法

「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業」（以下「本事業」という。）の実施においては、設計、建設、維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、落札者の決定にあたっては、入札価格のほか、設計、建設、維持管理運営等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の観点から総合的に評価を行う総合評価一般競争入札方式を採用する。

この「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業落札者決定基準」（以下「本書」という。）は、豊橋市（以下「市」という。）が総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するための基準を示すものである。

2 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

- (1) 資格審査：第一次審査として応募資格の有無を確認する。
- (2) 提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、入札価格及び提案内容が入札説明書等に示す条件を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、入札価格及び提案内容を様々な視点から総合的に評価する。

資格審査及び基礎審査は市が行うものとし、総合審査については、「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が実施する。審査委員会は、学識経験者及び市職員で構成され、本書の基準に基づいて入札価格及び提案内容の審査を行い、優秀提案を選定する。市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、優秀提案を行った者を落札者として決定する。

委員は、以下のとおりである。

[敬称略]

役 職	氏名	所属等
委員長	松本 博	豊橋技術科学大学 名誉教授
副委員長	竹田 聡	愛知大学 教授
委 員	上原 正子	愛知みずほ短期大学 客員教授
委 員	高田 尚美	名古屋学芸大学 講師
委 員	古池 弘人	豊橋市教育委員会 教育部長

注) 各委員に対し、自己に有利になることを目的として接触等働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

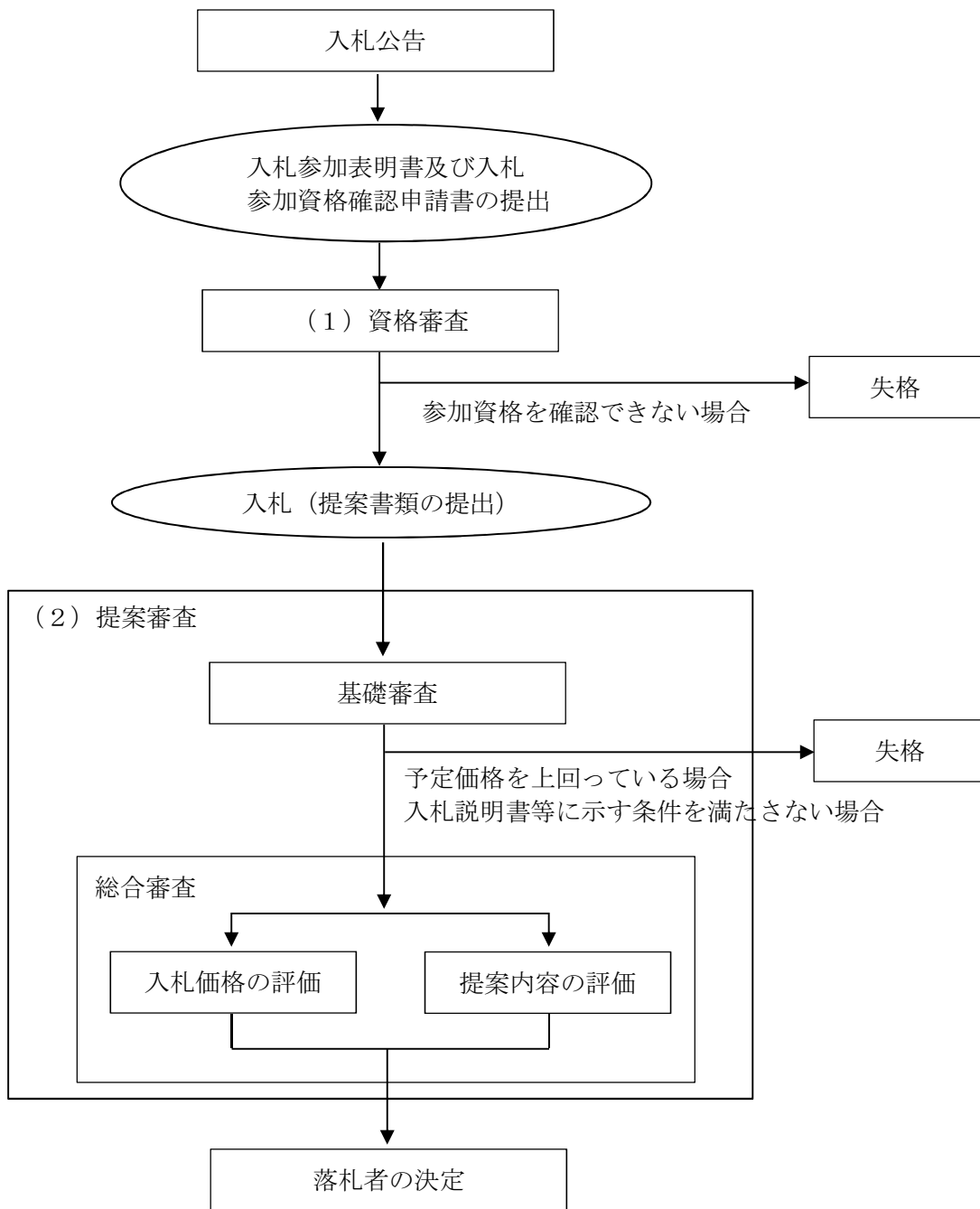


図1 審査の進め方

3 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市のホームページにおいて公表する。

第2 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。本審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は下表のとおりとする。

表1 資格審査における確認内容

区分	確認内容	様式
全般	ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定に該当する者でないこと。	様式2-7
	イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。	様式2-7
	ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71条）第132条又は第133条の規定による破産申立てがなされている者でないこと。	様式2-7
	エ 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。	様式2-7
	オ 民事再生法（平成11年法律225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者でないこと。	様式2-7
	カ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。	様式2-7
	キ 参加資格確認申請書を提出するときまでに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者でないこと。	様式2-6
	ク 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおり。 （ア） 玉野総合コンサルタント株式会社 （イ） 西脇法律事務所	様式2-7
	ケ 本事業に係る審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。	様式2-7

区分	確認内容	様式
全般	コ 参加資格確認申請書の提出から落札者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けた者でないこと。	市の資料
	サ 「市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けた者でないこと。	様式2-7
設計企業	ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	様式2-8
	イ 平成 30・31 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。	市の資料
	ウ 設計企業が単独の場合又は複数の場合にかかわらず、ア及びイの要件はすべての者が満たすこと。	様式2-8 市の資料
	エ HACCP に関する相当の知識を有していること。	様式2-8
建設企業	ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。	様式2-9
	イ 平成 30・31 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。	市の資料
	ウ アで有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式が 800 点以上であること。	様式2-9
	エ 建設企業が単独の場合は、必ずアからウの要件をすべて満たすこと。	様式2-9 市の資料
	オ 建設企業が複数の場合は、ア及びイの要件はすべての者が満たすこととし、ウの要件は少なくとも 1 社が満たせば良いものとする。	様式2-9 市の資料
工事 監理 企業	ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	様式2-10
	イ 平成 30・31 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。	市の資料
維持 管理 企業	ア 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。	様式2-11
	イ 平成 30・31 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。	市の資料
運営 企業	ア 平成 12 年度以降、公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく特定給食施設において、調理業務の実績があること。	様式2-12
	イ 平成 30・31 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。	市の資料
	ウ HACCP に関する相当の知識を有していること。	様式2-12

※ 評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

※ 表中「市の資料」とあるのは、市の資料で確認することを指す。

第3 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案書類について入札価格が予定価格を下回っているか否か、及び応募者からの提案内容が入札説明書等に示す条件を満たしているか否かを確認する。本審査は市が実施し、すべての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

1) 入札価格の確認

入札書に記載された入札価格が予定価格の範囲内であることの確認を行う。予定価格を上回った応募者は失格とする。

2) 提案書類の確認

応募者から提出された提案書類について下表の事項を確認する。

表2 提案書類の確認内容

確認項目	確認内容	様式
一般事項	①要求した提出書類がすべて揃っていること。 ②指定した様式に必要な事項が記載されていること。 ③提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 ④本事業の実施に係る提案内容が市が要求する水準及び性能に適合していること。	提案書類全般
スケジュール	⑤運営開始が確保されるための合理的なスケジュールとなっていること（設計期間、建設期間、使用開始準備期間等に明らかな矛盾がないこと。）	様式5-1
特別目的会社（SPC）の組成	⑥代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 ⑦構成企業の出資比率の合計が50%を超えること。	様式5-2
事業計画の妥当性	⑧資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。	様式5-2
	⑨借入金の返済能力（ $DSCR \geq 1.0$ ）があること。	様式5-9
	⑩入札価格において、算出根拠が明示されていること。	様式5-10 ～5-13

※評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

※DSCR (Debt Service Coverage Ratio) …各年度の元利金返済前キャッシュフローが、当該年度の元利金支払所要額の何倍かを示す比率

2 総合審査

総合審査では、審査委員会が入札価格と提案内容の二つの面から評価を行う。入札価格の評価点が 40 点満点、提案内容の評価点が 60 点満点の合計 100 点満点で評価する（総合審査の結果が同点となった場合には、くじ引きにより落札者を決定する。）。

なお、審査委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しヒアリングを実施する。ヒアリングは平成 31 年 6 月中旬を予定しているが、詳細については提案書類受付後に、基礎審査の結果と併せて改めて市から各応募者に連絡する。

$$\text{総合評価点数（満点 100 点）} = \text{入札価格の得点（40 点）} + \text{内容評価の得点（60 点）}$$

1) 入札価格の評価

最低価格を提示した提案に満点（40 点）を付与する。それ以外の入札価格については、次式に従って得点化する。

なお、得点化の際は小数点第 3 位以下を四捨五入し小数点第 2 位までを求める。

$$\text{入札価格 A の得点} = \text{最低の入札価格} \div \text{入札価格 A} \times 40$$

2) 提案内容の評価

応募者からの提案内容を、「別表 1 提案内容の評価項目及び配点」に基づき審査委員会が審査し加点する。採点基準は下表のとおりである。

表 3 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、具体的かつ適切な提案がされている	配点×1.00
B	具体的かつ適切な提案がされている	配点×0.75
C	要求水準を超える適切な提案がされている	配点×0.50
D	要求水準を満たす程度	配点×0.25

得点化の際は、小数点第 3 位以下は四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

別表 1 提案内容の評価項目及び配点

1 事業計画全般に関する事項

評価項目		評価の視点	配点	様式
1	事業実施体制	①各構成企業、協力企業の役割及び責任分担など、事業実施体制について具体的な提案がされているか。 ②セルフモニタリングの方針、体制、内容、頻度等について、具体的に提案がされているか。 ③市のモニタリングに対する支援・協力についての具体的な提案がされているか。	3点	様式 5-1
2	資金調達計画・長期収支計画	①適切な収支計画に基づいた事業計画になっているか。 ②資金調達の安定性・確実性を確保するための有効な対策を考慮しているか。 ③不測の資金需要に対する対応策を措置しているか。	3点	様式 5-2 様式 5-5 ～18
3	リスク対応	①潜在的リスクの分析や把握、業務を実施する企業間でのリスク分担、及び対応策についての具体的な提案がされているか。 ②リスク対応のため保険付保について適切な提案がされているか。 ③リスクの内容や性質に応じて、SPC と構成企業・協力企業とのリスク分担と各業務のバックアップ体制についての具体的な提案がされているか。	2点	様式 5-3
4	災害対応	①災害発生時における事業の継続について、具体的な対策や計画がなされているか。 ②その他、災害時の対応について適切な提案がされているか。	2点	様式 5-4
5	地域経済・地域社会への配慮や貢献	①市内企業への発注額及び割合 ②地元企業の活用や資材等の調達による貢献について具体的な提案がされているか。 ③地域における雇用促進について具体的な提案（雇用数・雇用条件ほか）がされているか。 ④周辺地域への貢献（地域コミュニティとのかかわり方等）について提案がされているか。	4点	様式 5-5 ～6
6	環境への配慮	①CO2 削減量等の環境負荷の削減効果についての具体的な提案がされているか。 ②省エネルギーに資する設備等の採用がされているか。	3点	様式 5-7 様式 9-1 ～1415
小計			17点	

2 施設整備業務に関する事項

評価項目	評価の視点	配点	様式
1 配置計画、ゾーニング計画、内部動線計画等	①本事業の基本理念を踏まえた施設の基本方針を有し、施設本体及び附帯施設は合理的な配置となっているか。 ②外部動線（食材搬入、給食の配送・回収、職員等の出退、歩行者など）計画は、交差が生じない車両動線や駐車場計画になっているか。 ③敷地内通路における車両及び人の動線計画は安全性が確保されているか。 ④諸室は HACCP の考え方に基づいて適切に計画されているか。 ⑤諸室は、調理食数や作業内容、作業人員を考慮した計画がされているか。 ⑥人及び食材の動線は、衛生面及び作業面の安全性が確保されているか。 ⑦給食エリアの温度や湿度の適切な管理や騒音防止について、具体的に提案されているか。 ⑧労働者の適切な労働環境や安全の確保について、具体的な提案がされているか。 ⑨アレルギー対応室において衛生管理やアレルギー対応における安全性確保への考慮がされているか。	4 点	様式 6-1 様式 9-1 ~ 13 15
2 調理設備・備品計画	①調理設備は、想定献立等で示す内容を考慮したものが選定されているか。 ②調理設備・備品は、調理後 2 時間以内に喫食が可能となる提案となっているか。 ③調理設備は、衛生面及び作業面の安全性を考慮したものが選定されているか。 ④将来の受配校やクラス数の増に対応した適切な計画・設計となっているか。	5 点	様式 6-2 様式 9-1 ~ 14 15
3 施設、設備のメンテナンス性	①限られた期間（夏季休業等）に施設設備の更新、メンテナンス及び工事が可能となる設計について具体的な提案がされているか。 ②施設の長寿命化について具体的に提案がされているか。 ③敷設後に作業困難となる配管・高所の作業について、より短期間にメンテナンスや更新を実施できる具体的な提案がされているか。 ④ライフサイクルコスト（事業契約期間後も含む）の縮減について、具体的な提案がされているか。	4 点	様式 6-3 様式 9-1 ~ 14 15
4 周辺の環境・景観への配慮	①騒音、振動、臭気、排気、排水等が周辺環境に影響を及ぼさないように具体的に提案がされているか。 ②周辺環境に調和したデザインの提案がされているか。 ③周辺の道路環境への配慮がされた提案がされているか。	2 点	様式 6-4 ~ 5 様式 6-6 様式 9-1 ~ 14 15
5 施工計画、施工方法等	①施工計画及び経済性や効率性を考慮した工程管理・工法となっているか。 ②近隣住民に対する工事工程の周知や安全対策について、適切な計画となっているか。	3 点	様式 6- 66-5

評価項目	評価の視点	配点	様式
	③工事期間中における周辺地域に対する騒音、振動等への配慮がされた計画となっているか。		
小計		18点	

3 維持管理業務に関する事項

評価項目	評価の視点	配点	様式
1 維持管理体制、維持管理業務	①維持管理業務の配置人数や経験・資格等を有する人材の確保、指揮命令系統についての適切な提案がされているか。 ②非常時における支援体制についての適切な提案がされているか。 ③良好な施設水準を保つための建築物、建築設備及び附帯保守管理業務の内容(項目、頻度、内容等)についての適切な提案がされているか。 ・建築物保守管理 ・建築設備保守管理 ・清掃 ・植栽・外構等維持管理 ・警備 ・環境衛生管理 ・備品等管理 ④調理設備機器の故障等による給食業務に対する支障を最小限にするための具体的な対策について適切な提案がされているか。	2点	様式 7-1
2 施設の長寿命化、修繕計画や引渡し方法等	①予防保全、計画修繕に基づいた具体的かつ適切な保守点検、維持管理修繕計画となっているか。 ②事業期間後も考慮した具体的かつ適切な長期修繕計画となっているか。 ③事業期間終了時における円滑な業務引き継ぎについて適切な提案がされているか。 ④ライフサイクルコスト(事業契約期間後も含む)の縮減について、具体的な提案がされているか。 ・事業契約期間中における、ライフサイクルコスト縮減 ・事業契約期間終了時における、引き渡される本施設の水準・状態 ・事業契約期間終了後における、維持管理のサポート体制	5点	様式 7-2
小計		7点	

4 運營業務・開業準備業務に関する事項

評価項目	評価の視点	配点	様式
1 運營業務実施体制・品質の確保	①総括責任者や各責任者は、調理場の規模に見合った実務経験のある人材が配置されているか。 ②その他の人員について適切な人数が配置され、安定して稼働するための具体的な提案がされているか。人員の配置について、どのような考え方や目的に基づいているのか、具体的に示されているか。 ③市の指摘や要望も踏まえ、業務改善を継続的に図り、運營業務の品質を確保する仕組み・モニタリングの実施体制について、適切に計画をしているか。（「運營業務の品質」には「おいしさ」を含む）	5点	様式8-1
2 食の安全確保	①食中毒や異物混入の防止及び事故後の対策はHACCPの考え方にに基づき提案されているか。 ②アレルギー対応食の安全性確保について、インシデント等過去の実例に基づき提案がされているか。	4点	様式8-2
3 衛生管理の徹底	①「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」等の各種衛生基準やマニュアルに基づき、衛生管理を適正に行うための具体的かつ適切な提案がされているか。 ②衛生検査の内容、頻度等及び検査の結果不適と認められた際の対応等について、具体的かつ適切な提案がされているか。 ③従業員の健康管理・衛生管理、教育・訓練について、適切に計画をしているか。	4点	様式8-3
4 配送・回収業務、学校配膳業務	①安定的な配送・回収体制について、適切に計画をしているか。 ②配送の安全確保・衛生管理について具体的な提案がされているか。 ③配送時における交通事故、自然災害等の緊急時の具体的な対応策について、適切に計画をしているか。 ④学校配膳業務について、衛生面、安全性及び各校の個別の事情も考慮した、適切な提案がされているか。	3点	様式8-4
5 開業準備	①開業時からの円滑な給食の提供開始に向け、適切な計画（準備期間、試運転、従業員研修等）について適切な提案がされているか。	2点	様式8-5
小計		18点	